



東 空 環 第 4 号
平成20年7月30日

社団法人日本航空機操縦士協会
事務局総務部長 殿

国土交通省東京航空局
空港部環境・地域振興課長

ヘリコプター騒音の軽減について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、航空機騒音等に係る環境対策につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、ヘリコプター騒音の軽減につきましては、運航者の皆様には予めから騒音防止のための高度維持、多数機による集中飛行の防止等を行っていただくようお願いしてきたところでありますが、市街地、とりわけ首都圏におけるヘリコプター騒音に対する厳しい苦情が多数寄せられているところであります。

つきましては、別添のとおり運航者に対して改めて騒音軽減の依頼を行いましたので、貴殿におかれましても、趣旨を御理解いただき関係する会員の皆様へ周知していただくとともに、引き続き騒音軽減のためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙事業者 殿

国土交通省東京航空局
空港部環境・地域振興課長

ヘリコプター騒音の軽減について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、航空機騒音等に係る環境対策につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、ヘリコプター騒音の軽減につきましては、予てから騒音防止のための高度維持、多数機による集中飛行の防止等を行っていただくようお願いしてきておりますが、市街地、とりわけ首都圏におけるヘリコプター騒音に対する厳しい苦情が多数寄せられているところであります。※

今後とも、ヘリコプターによる運航を円滑に行うためにも、ヘリコプター騒音の軽減に配慮した運航に努めていただきたく重ねてお願い申し上げます。

事業者及びパイロットの皆様には、本件主旨をご理解いただくとともに、再度、下記事項の周知徹底を併せてお願い申し上げます。

※首都圏におけるヘリコプター苦情受付件数

	平成17年	平成18年	平成19年
東京航空局	163件	299件	348件
東京空港事務所	116件	273件	181件

記

1. 市街地上空においては、できる限り対地高度600m（2,000f）以上を維持すること。
2. 1. について、運航基準等に定めること。
3. その他、ヘリコプター騒音の軽減のために必要な運航上の配慮を行うこと。

(参考)

- ① 平成3年12月6日付け「ヘリコプター運航の安全対策検討会の最終とりまとめ」及び「非事業用ヘリコプターの運航基準及び整備基準のガイドライン」
- ② 平成19年における苦情の実態と傾向

「協力依頼文書送付先」

別紙

案の1送付先

朝日航洋（株） 運航統括部長	東京都江東区新木場4丁目 東京ヘリポート内
新日本ヘリコプター（株） 運航部長	東京都江東区新木場4丁目 東京ヘリポート内
東邦航空（株） 運航部長	東京都江東区新木場4丁目19番地 東京ヘリポート内
オールニッポンヘリコプター（株） 運航整備本部長	東京都江東区新木場4丁目19番地 東京ヘリポート内
日本フライトセーフティ（株） 運航部長	東京都江東区新木場4丁目19番地 東京ヘリポート内
エクセル航空（株） 運航部長	千葉県浦安市千鳥14番地
アカギヘリコプター（株） 運航部長	東京都江東区新木場4丁目19番地 東京ヘリポート内
朝日ヘリコプター（株） 運航部長	東京都江東区新木場4丁目19番地 東京ヘリポート内
中日本航空（株） 東京運航所長	東京都江東区新木場4丁目 東京ヘリポート内
（株）朝日新聞社 航空センターマネージャー	東京都中央区築地5-3-2
（株）中日新聞社 航空課長	東京都江東区新木場4丁目19番地 東京ヘリポート内
（株）読売新聞東京本社 羽田空港事務所長	東京都大田区羽田空港1-12-3
（株）毎日新聞社 航空部長	東京都大田区羽田空港1-12-3
（株）産業経済新聞社 航空部長	東京都大田区羽田空港1-12-3

運 航 基 準 編 (抄)

運航基準は、下記の内容に準じたものであることが望ましい。

第1章 総 則

1.1 目 的

本基準は、運航関係業務の実施基準である。

1.2 法規等の尊重

本基準の他、航空法等の関連法規等を遵守しなければならない。

第2章 運航管理

2.1 運航管理担当者

航空機運航の安全確保、緊急・異常事態等に対応するために主要運航基地に運航管理担当者をおくこと。

2.1.1 運航管理担当者の資格

運航管理担当者は、運航管理に必要な航空気象、航空情報、ヘリコプターの運航方式・飛行特性、場外離着陸場等についての知識、経験を有する者でなければならない。乗務をしていない操縦士又は整備士を運航管理担当者としてもよい。

2.1.2 運航管理担当者の業務

運航管理担当者は、下記の業務を行うこと。

運航準備

1. 運航実施計画の作成及びその実施に伴う場外離着陸場等に関する関連申請手続等。(運航計画の把握)
2. 関係各所との連絡、調整。
3. 使用機材の確認。
4. 離着陸場及び関連資料の収集。燃料の手配等の確認。

出発前

1. 気象情報、航空情報等の入手。
2. 離着陸場等の資料、関連情報の確認。
3. 搭乗者数等の確認。

飛行中

1. 航空機出発、到着の確認と関係機関への通報。到着の遅延等が発生した場合の事態の確認と通報。
2. 航空機の運航中の監視。(専用の無線局を有している場合の他は、A E I S などを利用して運航状況を把握することが望ましい。)

飛行終了後

1. 飛行計画終結(フライトプラン クローズ)の確認。
2. 運航に関する各種記録、書類等の整理、保管。

2.2 飛行実施計画

飛行実施計画を立てる際は、下記の事項を遵守すること。

2.2.1 経路の選定（有視界飛行方式の場合）

1. T A級の運航を除き、飛行中にエンジンの不調等が起こった場合に不時着可能な場所を選定しておくこと。
2. 夜間における人員輸送は、T A級のヘリコプターで行うことが望ましい。また、地上の照明等により位置の確認が容易にできる経路を選定し、航空交通の輻輳している空域を避けるようになっていること。
3. 山岳地帯、水上及び住宅の密集する市街地の飛行は、できるだけ避けること。
4. 定期的な運航を行う場合は、離発着場からの出発経路・進入経路を設定するとともに、エンジン故障、天候の急変等の場合の代替経路を設定すること。更に山岳地帯での飛行を行う場合には、天候の急変しやすい場所、運航条件が厳しい場所に不時着場を選定しておくことが望ましい。

2.2.2 最低飛行高度（有視界飛行方式の場合）（最低飛行高度の重要性及び詳細については、別添1を参照のこと。）

1. 経路上の最高障害物に300 m（1000 ft）を加えた高度を最低巡航高度とする。

この高度を維持して飛行することが困難な状況に遭遇した場合は、期を失することなく引き返すか最寄りの適切な不時着場への不時着等を行うこと。

2. 市街地上空においては、騒音防止の観点から、特に必要のない場合はできるだけ対地高度600 m（2000 ft）以上を維持すること。
3. できるだけ航空交通管制機関等との交信を維持できる高度を選定すること。

2.2.3 携行燃料の量（航空法施行規則第153条）

1. 有視界飛行方式の場合

最初の着陸予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料の量に、人員輸送の場合更に巡航速度で20分間、その他の場合には10分間飛行できる燃料の量を加えた量を携行すること。

2. 計器飛行方式の場合

最初の着陸予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料の量に、当該予定地の代替飛行場までの飛行を終り、更に巡航速度で45分間飛行することができる燃料の量を加えた量を携行すること。

なお、代替飛行場を選定しない場合は、最初の着陸予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料に、更に巡航速度で2時間飛行することができる燃料の量を加えた量を携行すること。

2.2.4 離着陸場

飛行場以外で離着陸する場合にあっては、事前に最寄りの空港事務所等から場外離着陸場の許可（航空法第79条ただし書の許可）を受けること。離着陸地帯の広さは安全なものであり、その表面は平坦で必要な強度を有するものでなければならない、

最低飛行高度

ヘリコプターの事故には、守るべき最低高度を守らずに、地上の物件に接触し墜落した事故や、低視程下で山腹に激突した事故が多い。このような事故を防止するために、次のような最低飛行高度がある。

1. 最低安全高度

航空機は、離陸または着陸を行う場合を除いて、地上または水上の人または物件の安全および航空機の安全を考慮して次の高度以下の高度で飛行してはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

a) 有視界飛行方式により飛行する航空機にあっては、飛行中動力装置が停止した場合に地上または水上の人または物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度または次の高度のうちいずれか高いもの

イ) 人または家屋の密集している地域の上空にあっては、当該航空機を中心として

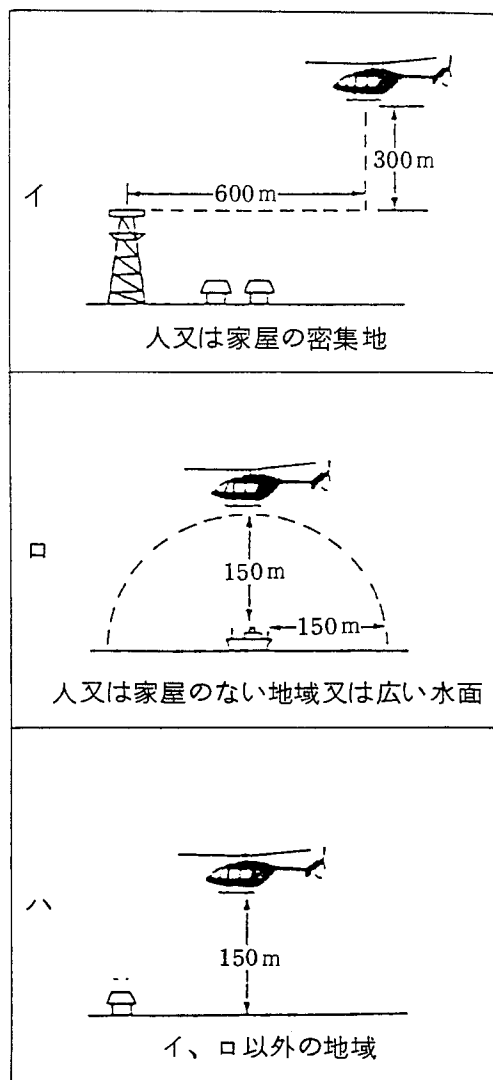
水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度

ロ) 人または家屋のない地域および広い水面の上空にあっては、地上または水上の人または物件から150メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度

ハ) イおよびロの地域以外の地域の上空にあっては、地表面または水面から150メートル以上の高度

b) 計器飛行方式により飛行する航空機にあっては、告示で定める高度

(航空法第81条、航空法施行規則第174条)



2. 最低巡航高度

経路上の最高障害物から余裕を持った高度を維持していれば、万一、一時的に視界が失われても山等に激突する危険性はない。過去、このような原則を守らなかったことによる重大事故が発生している。最低巡航高度は、経路上の最高障害物に300メートル（1000フィート）を加えた高度とする。

3. 騒音防止のための高度維持

運航の安全の確保以外に、環境への配慮も重要なことである。市街地上空では、騒音防止の観点から、特に必要のない場合はできるだけ対地高度600メートル（2000フィート）以上を維持すること。

平成19年における苦情の実態と傾向

*東京航空局に寄せられた苦情データを以下に取りまとめました。

1. ヘリコプター苦情（348件）の内訳

進入・出発	:	1件
低空飛行	:	69件
通過機	:	150件
旋回	:	116件
ホヴァリング	:	8件
その他	:	5件

*上記は、苦情者からの申告で、事実関係は確認していない。

2. 苦情内容（傾向）

- ① 退職して家に居るようになったが、一日中、頻繁に家の上空をヘリコプターが行き交う。こんなにヘリコプターが飛んでいるとは思わなかった。
- ② 家の上空をずっと旋回している。
- ③ 取材機の規制は出来ないのか？
- ④ 随分と低空で飛んでいる。高度の取り締まりを何故しないのか？
- ⑤ 休日、夜間の飛行を制限してほしい。
- ⑥ 住宅上空を避け、高速道路や鉄道、河川の上を飛んでほしい。
- ⑦ 全てのヘリコプターの飛行経路、飛行高度を把握する制度を確立すべきだ。
- ⑧ 航空機騒音に係る環境基準は無いのか？

3. 地区別苦情件数（東京23区のみ）

全23区、337件のうち、上位5区を列記。

世田谷区	:	139件
駒沢	:	101件
大蔵	:	13件
その他	:	25件
江東区	:	24件
平野	:	15件
その他	:	9件
杉並区	:	23件
渋谷区	:	18件
足立区	:	17件